

三重県ドクターヘリ運用要領

事業実施 三重県医療保健部医療政策課
〒514-8570 三重県津市広明町1-3番地

事業主体 国立大学法人三重大学医学部附属病院
〒514-8507 三重県津市江戸橋2丁目1-7-4番地
日本赤十字社伊勢赤十字病院
〒516-0008 三重県伊勢市船江一丁目4-7-1番2

目 次

1. 目的	3
2. 定義	3
3. 基地病院の運航体制	3
4. 医療機関及び消防機関等の相互協力	4
5. 運航範囲	4
6. 救急現場への運航	4
(1) 出動要請	4
① 要請者	
② 判定基準	
③ 要請方法	
④ 要請のキャンセル	
(2) 出動	5
① 患者の状況等確認	
② ドクターヘリ離着陸場所の安全確保	
ア 離着陸場所の決定	
イ 安全確保の実施	
ウ 機長の判断による離着陸	
③ 搭乗医療スタッフ	
(3) 患者の搬送	5
① 搬送受入病院	
② 搬送受入病院の決定	
ア 決定の方法	
イ 安全・迅速な病院搬送収容への配慮	
③ 搬送受入病院への連絡	
④ 搬送先消防機関への連絡	
⑤ 付添い者の同乗	
7. 病院転送の運航	6
(1) 要請	6
① 要請者	
② 判定基準	
③ 要請方法	
(2) 出動	7
① 患者の状況確認	
② 離着陸場所の安全確保	
③ 搭乗医療スタッフ	
(3) 患者の病院転送	7
① 搬送受入病院への連絡	
② 受入体制の安全確保	

③付添い者の同乗

8. 出動時間等	7
9. 気象条件等による飛行の判断	7
10. 常備積載医療機器	7
11. 空床の確保	8
12. 費用の負担	8
13. 基地病院の体制	8
14. 搬送受入病院の体制	8
15. ドクターヘリの運航時に生じた問題の対処	8
16. ドクターヘリの運航時に発生した事故等の補償	8
17. 防災ヘリ・県警ヘリとの連携	8
18. 他の都道府県との連携	9
19. 広域災害時の運航	9
20. 消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航	10

附則

別表1 消防機関一覧

別表2 搬送受入病院

別紙1 ドクターヘリ要請基準

1. 目的

この要領は、救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を用いた救急医療により、救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、三重県が実施するドクターヘリ事業（平成 21 年 3 月 30 日付け医政発第 0330013 号厚生労働省医政局長通知）の実施主体である国立大学法人三重大学医学部附属病院（以下「三重大学医学部附属病院」という。）及び日本赤十字社伊勢赤十字病院（以下「伊勢赤十字病院」という。）が、消防機関、医療機関及び関係機関の協力のもと、事業を安全かつ円滑で効果的に推進するため必要な事項を定める。

なお、ドクターヘリ事業の推進にあたっては、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」と密接な関係が求められるため、三重県救急搬送・医療連携協議会と密接に連携を図りながら進めるものとする。

2. 定義

(1) ドクターヘリ

「ドクターヘリ」とは、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専門のヘリコプターのことをいう。

(2) ドクターヘリ事業

救命率の向上や後遺障害の軽減を図ることを目的に、厚生労働省が定めた実施要綱「救急医療対策事業実施要綱」中、「第 8 ドクターヘリ導入促進事業」に基づき三重県が実施する事業で、病院常駐型専用ヘリコプターを活用し、救急現場等から治療を開始するとともに救急搬送時間を短縮するためのものをいう。

(3) 基地病院

救命救急センターであるとともに、ドクターヘリの常駐施設を有し、ドクターヘリの出動基地となる病院で、実施主体である三重大学医学部附属病院（所在地：三重県津市江戸橋 2 丁目 1 7 4 番地）及び伊勢赤十字病院（所在地：三重県伊勢市船江一丁目 4 7 1 番 2）をいう。ただし、安全な運航体制を確保するため、三重県ドクターヘリ運航調整委員会（以下「運航調整委員会」という。）の運営や運航会社との契約締結等については三重大学医学部附属病院が中心となってこれを行う。

3. 基地病院の運航体制

(1) 運航日の分担

三重大学医学部附属病院及び伊勢赤十字病院でのドクターヘリの運航分担は、毎月 1 日を起算日とする 2 か月単位の運航分担とし、それぞれの分担月は次のとおり定める。

なお、各月は月の初日（1 日）から末日をもって充てる。

三重大学医学部附属病院	6 月	7 月	10 月	11 月	2 月	3 月
伊勢赤十字病院	4 月	5 月	8 月	9 月	12 月	1 月

(2) 運航日の変更

基地病院が運航担当日を変更しようとするときは、あらかじめ県の承認を得たうえで、前々日の17時までに各消防本部あて連絡を行う。

(3) ドクターヘリ要請ホットライン

基地病院はドクターヘリ出動要請のためのホットラインを設置する。

出動要請ホットライン 059-231-5611

予備ライン（三重大学医学部附属病院） 059-231-5660
（伊勢赤十字病院） 0596-65-5398

(4) ドクターヘリ通信センター（要請以外の業務連絡用電話）

ドクターヘリ運航に関するの情報収集連絡用の電話として運航管理目的に運航管理担当者（以下「CS」という。）が使用するもので、出動要請ホットラインとは別に稼働させる。

ただし、出動要請ホットラインが使用できないときは、出動要請の予備ラインとして使用することがある。

4. 医療機関及び消防機関等の相互協力

基地病院、医療機関、消防機関、市町、警察、学校、その他ドクターヘリの運航に関係する機関は、患者の救命救急を最優先し、互助互惠の立場から、ドクターヘリが安全かつ円滑に運航できるよう相互に協力することに努める。

5. 運航範囲

救急現場への運航、病院転送等におけるドクターヘリの運航範囲は、原則として三重県全域とする。ただし、隣接県の消防機関の要請があれば、基地病院で検討し対応する。

6. 救急現場への運航

(1) 出動要請

①要請者

救急現場への出動要請は、ドクターヘリによる救命率の向上や後遺症の軽減の効果が適切に発揮されるよう、基地病院から救急現場までの効果的な運航距離を考慮し、別表1に定める消防機関が行う。ただし、他の消防機関がドクターヘリの出動を要請してきた場合で、基地病院が運航可能と判断した場合は、この限りではない。

②判定基準

消防機関は、119番受信時又は救急現場で医師による早期治療を要すると判断した場合にドクターヘリの出動を要請できるものとし、その患者の重症度の判定基準は、「ドクターヘリ要請基準」（別紙1）による。

③要請方法

消防機関は、基地病院（三重大学医学部附属病院または伊勢赤十字病院）に設置する

ドクターヘリ通信センター（以下「通信センター」という。）のCSが対応する「ドクターヘリ要請ホットライン」へ、出動要請および患者の容体、ドクターヘリの離着陸場所、安全措置などを連絡する。

④要請のキャンセル

消防機関は、出動要請後に患者の状況により、医師の派遣を必要としない又は、救命の可能性がないと判断した場合には、要請をキャンセルすることができる。ただし、この場合には、速やかに「ドクターヘリ要請ホットライン」に連絡を行う。

(2) 出動

①患者の状況等確認

出動要請を受けた通信センターは、要請者である消防機関に、患者の緊急度及び重症度、現場の気象状況、その他の状況を確認後、原則として直ちにドクターヘリを出動させるものとする。ただし、要請を受けた時点で、ドクターヘリが出動中もしくは気象条件等により出動不能の場合は、出動要請を行った消防機関にその旨を伝える。

②ドクターヘリ離着陸場所の安全確保

ア、離着陸場所の決定

離着陸場所は、要請した消防機関と通信センターが着陸する前に協議のうえ決定する。離着陸場所への連絡が必要な場合は、消防機関と通信センターが協力してこれを行う。

なお、高速道路関係施設を離着陸場所とする場合の手続きは、別に定める。

イ、安全確保の実施

離着陸場所の安全確保は、要請した消防機関が、学校・公園等の管理者等と協力して実施する。搬送受入病院のヘリポート（臨時離着陸場所を含む）の安全確保は、必要に応じて搬送受入病院が、病院所在の消防機関の協力を得てこれを行う。

ウ、機長の判断による離着陸

救急現場及び搬送受入病院への収容のいずれの場合でも、離着陸場所の最終的な安全確認はドクターヘリの機長が行い、機長の責任と判断で離着陸できるものとする。

③搭乗医療スタッフ

ドクターヘリに搭乗する医療スタッフは、基地病院においてこれを定める。

(3) 患者の搬送

①搬送受入病院

患者を搬送する病院は、別表2に定める。なお、消防機関と協議の上、ドクターヘリの医師の判断により、別表2の病院以外の病院に搬送することができる。

②搬送受入病院の決定

ア、決定の方法

ドクターヘリの医師が、別表2に定める病院の中から、搬送時間、患者の容体及び患者又は家族の希望を考慮の上、消防機関と協議して搬送受入病院を決定する。

イ、安全・迅速な病院搬送収容への配慮

搬送受入病院は、ドクターヘリの離着陸に伴うヘリポートの安全確保が確実に実

施されるとともに、病院への搬送収容が迅速に行われ、救命救急の効果が適切に発揮されるよう、原則として次に掲げる条件のいずれかを満たしている病院とする。

なお、搬送方法については、ドクターヘリによる搬送、救急車にドクターヘリの医師が同乗して行う搬送などドクターヘリの医師が判断する。

i. ヘリポートを設置又は確保している病院

屋上又は病院内敷地若しくは隣接地に、ヘリポートを設置又は確保している病院

ii. 救急車を保有している病院

屋上又は病院内敷地若しくは隣接地にヘリポートを設置、又は確保していないが、病院が保有する救急車で付近地の離着陸場所から病院へ救急搬送できる病院

iii. 消防機関との連携がとれている病院

離着陸場所から病院までの搬送方法が事前に消防機関と調整がとれている病院（ただし、消防機関が搬送できない状況にある場合は、搬送受入病院とはしない）

③搬送受入病院への連絡

搬送受入病院への連絡は原則として、ドクターヘリの医師、看護師、消防機関が協議の上、適切な受入れ病院を決定しこれを行う。

また、その結果を要請消防機関と通信センターへ伝える。

④搬送先消防機関への連絡

6- (3) - ② - イ - iii により搬送する場合、搬送受入病院所在の消防機関への連絡は、原則として搬送受入病院が行う。

また、通信センターは搬送受入病院所在の消防機関に確認の連絡を行う。

⑤付添い者の同乗

家族等付添い者の同乗は原則としてこれを認めない。ただし、諸般の事情を考慮し、医師又は機長が同乗を必要と認めた場合はこの限りではない。

7. 病院転送の運航

(1) 要請

①要請者

(ア) 搬送元又は搬送先医療機関に国土交通大臣の許可を得た飛行場外離着陸場を併設していない場合は、搬送元医療機関の依頼に基づき、搬送元医療機関を管轄する消防機関が要請を行う。

(イ) 搬送元及び搬送先医療機関の双方に国土交通大臣の許可を得た飛行場外離着陸場を併設している場合は、搬送元医療機関が直接要請を行う。この場合、搬送元医療機関を管轄する消防機関に安全確保その他の必要な対応を依頼することができる。

②判定基準

搬送元医療機関の医師が、患者の生命に関わると疑う理由があり、緊急にドクターヘリによる搬送が必要であると判断した場合を基準とする。搬送元医療機関の医師は、消防機関への要請依頼の前に基地病院との間で患者等の情報伝達や病院転送に関する調整を行うものとする。

ただし、搬送元医療機関の医師が当該患者の処置等で基地病院と調整する余裕が無い場

合にはこれを省略することができる。

③要請方法

7-(1)-①(ア)の場合、搬送元医療機関から要請依頼を受けた消防機関が、基地病院に要請を行うものとする。

7-(1)-①(イ)の場合、搬送元医療機関が基地病院に要請を行う。

要請の方法は6-(1)-③と同様とする。

(2) 出動

①患者の状況確認

基地病院は、要請依頼した病院等の担当医師に対して患者の状況を確認し、ドクターヘリによる病院転送が適切と思われる症例の場合に出動させる。

②離着陸場所の安全確保

離着陸場所の安全確保は、原則として要請依頼した医療機関及び搬送受入病院と消防機関が協力して行う。ただし、離着陸場所の最終的な安全確認はドクターヘリの機長が行い、機長の責任と判断で離着陸ができるものとする。

③搭乗医療スタッフ

6-(2)-③と同様とする。

(3) 患者の病院転送

①搬送受入病院への連絡

搬送受入病院への連絡は、要請依頼した病院等が行う。

②受入体制の安全確保

搬送受入病院は、安全管理等の受入体制確保が必要と判断する場合に病院所在の消防機関に連絡する。また、通信センターは、搬送受入病院の所在消防機関に確認の連絡を行う。

③付添い者の同乗

6-(3)-⑤と同様とする。

8. 出動時間等

原則として、午前8時30分から午後5時までとし、日没が午後5時以前の冬期においては運航終了時間（基地病院への帰着）を日没までとする。なお、台風等の気象条件により出動できない場合がある。また、大規模災害発生時はこの限りでない。

9. 気象条件等による飛行の判断

気象条件等による飛行に関する最終判断は、ドクターヘリの機長が行う。なお、出動の途中で天候不良となった場合には、機長の判断で飛行を中止又は変更できるものとする。飛行を中止又は変更した基地病院は、すみやかにドクターヘリ要請者である消防機関に連絡するとともに、患者を搬送中の場合には、必要な対応を講じる。

10. 常備積載医療機器

基地病院は、ドクターヘリに救急蘇生に必要な薬品等を収納したドクターバッグ、ストレッチ

チャー・人工呼吸器・除細動器・心電図モニター・自動血圧計・酸素飽和度計等を常備積載する。

1 1. 空床の確保

基地病院は、ドクターヘリで収容される患者用として1床の空床を確保するものとする。

1 2. 費用の負担

ドクターヘリによるヘリコプターの搬送の費用については無料とする。ただし、救急の現場等での治療に伴う費用は、医療保険制度に基づき患者本人又は家族に請求を行う。

1 3. 基地病院の体制

基地病院は、ドクターヘリを安全で円滑に運航するため、必要に応じて情報伝達訓練、離着陸場所の確認や、運航に必要な資料収集のほか、出動事例の事後評価等に努める。

なお、医療機関、消防機関及び市町は、基地病院からの求めに応じて、これらに協力する。

1 4. 搬送受入病院の体制

ドクターヘリの搬送先となる対象の病院がヘリポートを所有している場合には、ヘリコプターの離着陸に係る安全確保や迅速な患者収容等について、病院内における体制の確立等に努める。また、ヘリポートを所有していない場合には、ドクターヘリ事業について、地元消防機関や学校、公園管理者などの関係者に理解と協力を求め、ドクターヘリの離着陸に係る安全確保や迅速な患者収容など、ドクターヘリが安全で円滑に運用される体制を整備することに努めるものとする。

1 5. ドクターヘリの運航時に生じた問題の対処

ドクターヘリの運航時に生じた問題に対する対処は、原則として基地病院及び運航会社が適切にこれを行う。

また、基地病院及び運航会社は、問題の解決に向け迅速に対応する。

1 6. ドクターヘリの運航時に発生した事故等の補償

ドクターヘリの運航時に発生した事故による損害については、被害を被った第三者等に対して、運航会社が契約における保険等により補償を行う。

運航会社は、事故に備えて十分な補償ができるように損害賠償保険等を契約しておく。

また、基地病院は、ドクターヘリの医師・看護師のドクターヘリ外の活動に係る事故について補償できるようにしておく。

1 7. 防災ヘリ・県警ヘリとの連携

基地病院は、三重県ドクターヘリ事業の目的を果たすため、必要に応じて防災ヘリ・県警ヘリと連携して活動を行う。この記載に定めるもののほか必要に応じて別に定める。

18. 他の都道府県との連携

基地病院は、必要に応じて他の都道府県へりと連携して活動を行う。他の都道府県におけるドクターヘリの運航については、この要領に定めるもののほか必要に応じて別に定める。

19. 広域災害時の運航

(1) 広域災害時の出動

基地病院の長は、以下の場合には、ドクターヘリの被災地域における運航を検討するものとする。

ア 三重県知事等（三重県知事又は三重県知事から委任を受けた者をいう。以下同じ。）

からドクターヘリの派遣要請をうけた場合

イ 厚生労働省DMAT事務局からドクターヘリの派遣要請をうけた場合

ウ 基地病院の長が被災地域における運航が必要と判断した場合

2 基地病院の長は、上記アの場合ドクターヘリの運航状況を勘案しドクターヘリの運航を決定する。上記イウの場合三重県知事等と協議によりドクターヘリの運航を決定する。

また、基地病院の長は、上記によりドクターヘリの運航を決定した場合には、速やかに厚生労働省DMAT事務局に報告を行うものとする。

3 知事等又は前項の決定を行った基地病院の長は、被災地域におけるドクターヘリの運航及びその支援のため、運航会社の操縦士及び運航管理者等を被災地域に派遣することができる。

(2) 広域災害時の指揮

ドクターヘリが19(1)の規定に基づき出動した場合は、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、関係機関と連携を図りながら活動するものとする。

2 前項の規定に関わらず、三重県知事等の指示があった場合には、被災した災害対策本部等との調整を図った上で当該指示に従うものとする。

3 前二項の場合において、被災地におけるDMATの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターヘリは、DMATと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターヘリの搭乗者は、関係都道府県の災害対策本部、基地病院の長、厚生労働省DMAT事務局等にその旨を報告するものとする。

4 被災した都道府県の災害対策本部等は、第一項の規定による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航会社の判断を妨げてはならない。

(3) 広域災害時の任務

ドクターヘリの広域災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

ア 医師、看護師等の医療従事者及び業務補助調整員の移動

イ 患者の後方病院への搬送

ウ その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターヘリが実施可能なもの

(4) 搭乗する医師及び看護師

基地病院の長は、広域災害時の運航として出動する場合には、平時からドクターヘリに搭乗している医師又は看護師であって、DMAT隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮す

るものとする。

(5) 離着陸場所の安全確保

空港以外の離着陸場所における安全確保は、以下の項目についてあらかじめ消防機関等により確認されていること。

- ① 離着陸の間、関係者以外の人及び車両が離着陸場所に接近できない状況であること。
- ② ダウンウォッシュ及びこれによる飛散物等が、地上の人及び物件に危害を及ぼさない状況であること。
- ③ 安定した接地面が確保されていること。
- ④ その他、離着陸のための安全を妨げる事実等がないこと。

ただし、上記の4項目についてあらかじめ情報が得られない場合は、機長が以下の安全確保の要件を満たしているかを確認し、安全運航上支障がないと判断した場合には、離着陸を行うことができる。

- ⑤ 上記1～4
- ⑥ 離着陸の過程のいずれかの地点においてもホバリング停止が可能な機体重量及び気象状態であること。
- ⑦ ローター及び胴体と障害物件との間隔が目視で確保できていること。

(6) 費用の負担

基地病院は、19(1)の規定による検討の結果に基づく運航に係る費用について、ドクターヘリ運航会社との協議に基づき、必要と認められる額を負担するものとする。

三重県は、上記費用について、基地病院との協議に基づき、必要と認められる額を負担するものとする。

20. 消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航

(1) 消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航は、次の各号のいずれかに該当する場合に限って行うものとする。

- ① 消防機関等に連絡するいとまがないほど切迫した状況において、医療機関又は運航調整委員会が必要とあらかじめ認めた者から依頼又は通報を受け、ドクターヘリ基地病院（以下「基地病院」という。）の長がドクターヘリの運航を必要と判断したとき
- ② 厚生労働省、地方公共団体、高速道路会社等からの情報又は自ら入手した情報によって、基地病院の長がドクターヘリの運航を必要と判断したとき

2 前項第一号の依頼又は通報の主体は、**下記20-(6)-3の研修**を受けた者に限る

(2) 前号細目①の規定による運航を行う場合には、基地病院及び運航会社は、依頼又は通報の主体と連携を図りながら活動するものとする。

2 運航に際して、基地病院と依頼又は通報の主体は継続的に連絡が取れる体制を保持しなければならない。（離着陸場所が満たすべき要件）

(3) 離着陸場所の要件は、航空関係法令等に定める基準に適合するものでなければならない。

2 基地病院及び運航会社は、離着陸場所が航空関係法令等に定める基準に適合することを、事前に確認しなければならない。

(離着陸場所を実施する安全確保のための確認等)

- (4) 離着陸場所における安全確保は、依頼若しくは通報の主体、基地病院又はこれらの者から委託を受けた者(以下「離着陸場所の安全確保を行う者」という。)によって行うことを原則とする。離着陸場所の安全確保を行う者は、離着陸場所が次の各号のいずれも満たしているかを確認しなければならない。
- ① 安全に離着陸が可能な気象状態であること
 - ② 離着陸の間、関係者以外の人及び車両が離着陸場所に接近できない状況であること
 - ③ ダウンウォッシュ及びこれによる飛散物等が、地上の人及び物件に危害を及ぼさない状況であること
 - ④ 安定した接地面が確保されていること
 - ⑤ その他、離着陸のための安全を妨げる事実等がないこと
- 2 離着陸場所の安全確保を行う者は、前項各号に掲げる安全確保のための条件が確保されるよう、事前の広報及び散水等の措置を講ずることが可能な体制を構築していなければならない。
- 3 機長は、離着陸場所の安全が確保されていると判断できない場合には、離着陸をしてはならない。また、離着陸場所、その周辺環境及び機体が次の各号のいずれも満たしているかを確認しなければならない。
- ① 離着陸の過程のいずれの地点においてもホバリング停止が可能な機体重量及び気象状態であること
 - ② 離着陸の間、関係者以外の人及び車両が離着陸場所に接近していないこと
 - ③ ローター及び胴体と障害物との間隔が目視で確保できていること
 - ④ ダウンウォッシュ及びこれによる飛散物等が、地上の人及び物件に危害を及ぼさない状況であること
 - ⑤ 安定した接地面が確保されていること
 - ⑥ その他、離着陸のための安全を妨げる事実等がないこと

(個々の状況を考慮した安全確保)

- (5) 医療機関からの依頼又は通報を受けて出動する場合には、当該医療機関の敷地内又はこれに準ずる場所に離着陸場所を確保することが望ましい。

(乗務員等及び想定される消防機関等以外の依頼又は通報の主体に対する安全確保のための教育)

- (6) 操縦士及び整備士は、必要な医学的知識、医療機器の基本的仕様及び電磁波干渉等による影響に係る知識を有する者でなければならない。
- 2 医療要員は、機体の限界事項及び非常操作手順(医療要員に関連するものに限る。)、操縦士と医療要員とのコーディネーションに係る知識並びに(4)三号各細分に掲げる機長が離着陸の際に確認すべき事項に係る知識等を有する者でなければならない。
- 3 運航調整委員会は、離着陸場所の安全確保を行う者に対して、消防機関等が行う離着陸場所の安全確保に係る教育に準じた内容の研修を行うとともに、出動事案における安全確保上

の課題等を共有するため、これらに係る教育を年2回程度定期的に行わなければならない。

(安全確認とその判断)

(7) 医療要員及び基地病院において搬送調整を行う医師等は、運航上の安全確保に関して運航会社の判断を妨げてはならない。

(その他離着陸のための安全確保)

(8) 消防機関等の依頼又は通報に基づかない運航を行った場合、基地病院は運航調整委員会にその旨を報告し、安全性等について検証を受けなければならない。運航調整委員会は、当該検証の結果を踏まえ、必要に応じて基地病院の長及び離着陸場所の安全確保を行う者に対して勧告又は指導を行い、常に安全性の向上を図らなければならない。

附 記

この運用要領は、平成24年1月24日から実施する。

この運用要領は、平成27年12月11日から実施する。

この運用要領は、平成29年2月27日から実施する。

この運用要領は、平成31年3月28日から実施する。

この運用要領は、令和3年3月31日から実施する。

この運用要領は、令和4年3月23日から実施する。

この運用要領は、令和7年12月26日から実施する。